

入札説明書

令和 8 年 7 月 7 日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1. 業務名

令和 8 年度久茂地・牧志周辺土地利用促進調査業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

3. 業務の概要

本市の久茂地及び牧志周辺地域は、国際通りを中心に商業施設や業務施設、公共公益施設、文化・教育施設などが集積する地域であり、政治・経済・文化の中心として発展してきた。

しかし、建築物等の更新期の到来や老朽化等に伴い、空き店舗の増加や事業所数の減少、中心市街地の空洞化及び低未利用地の発生など、課題が顕在化している。

本業務では、権利者等へのアンケート調査及び事業者等へのヒアリング調査を実施し、土地の有効利用及び建築物の高度利用を誘導・促進するための土地利用方針（素案）及び都市計画手法等（素案）を作成することを目的とする。

4. 入札参加資格要件

公告日から開札日まで（各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、この公告及び業務仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、令和

3年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務*について、都道府県区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープランまたは立地適正化計画の策定業務を1件以上、かつ、都市計画のうち土地利用及び市街地開発事業に係る調査又は計画策定業務を1件以上含む、合計3件以上の業務を履行した者であること。

- (9) 直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係）にある以下の技術者を配置できる者であること。なお、管理技術者と担当技術者はそれぞれ兼任することができない。

① 管理技術者

次のいずれかの資格を有する管理技術者で、令和3年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務*を完了した実績を1件以上有する者。

- ・ 技術士（総合技術監理部門）
- ・ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・ RCCM（都市計画及び地方計画）

② 担当技術者

令和3年度から本業務の公告日までの間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、都市計画関連業務*を完了した実績を1件以上有する者を少なくとも1人以上配置すること。

- (10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する審査を経て、土木関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

※都市計画関連業務

都道府県区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画、都市計画のうち土地利用及び市街地開発事業に係る調査又は計画策定業務とする。

5. 制限付一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）を持参により提出しなければならない。なお、提出期間に資格審査申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期間：令和8年7月8日（水）9時から令和8年7月23日（木）17時まで
- (2) 提出方法：都市計画課まで持参すること。

6. 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。
- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状を持参し、当該入札の執行前に提出すること。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ⑤ 入札参加者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札参加者の投入が始まるまでの間はこの限りでない。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書及び添付資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額が確認できない入札
- ⑤ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑥ 発注者名、所在地、商号又は名称、代表者氏名、押印のいずれかを欠く入札書
- ⑦ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑧ 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ⑨ 発注者名の記載が誤っている入札書
- ⑩ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
- ⑪ 最低制限価格未満の入札金額が記載された入札書
- ⑫ 予定価格を超えた入札金額が記載された入札書
- ⑬ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑭ 虚偽の記載がされた入札書
- ⑮ 連合によると認められるものが提出した入札書

⑩ 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな入札

(5) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

7. 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）から順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 入札参加資格審査

- ① 開札後、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ② 審査の結果、適格者を確認した場合は、落札者として決定する。また、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。
- ③ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

(3) 入札参加資格不適合者に対する説明

- ① 入札参加資格不適合通知書を受領した者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。
 - ア 申立期限：入札参加資格不適合通知書が到達した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）とする。
 - イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を那覇市市営住宅課まで持参すること。
- ② 回答については、説明申立書を受領した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもっておこなう。
- ③ ①、②の説明申立ては落札者の決定を妨げることができないものとする。

8. その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札等は延期となる。なお、延期後の日時は都市計画課ホームページに

掲載する。

- (4) 資格審査申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査申請書及び添付資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された入札書、資格審査申請書及び添付資料は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査申請書又は添付資料の内容の変更は認めない。ただし、発注者が提出書類の不足又は不備等に対して資料の追加を求めた場合は、速やかに提出又は訂正等を行うこと。
- (8) 当該入札及び契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名 称	那覇市 都市みらい部 都市計画課 まちづくり推進グループ
所在地	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号(9階)
T E L	098-951-3246
F A X	098-951-3245